

令和 7 年度第 1 回 伊達市入札監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時

令和 7 年 5 月 30 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

(2) 場 所

伊達市役所 議会棟 2 階 特別会議室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤 宏委員長、高久 健一委員、佐藤 貴洋委員、
齋藤 晶委員、國分 彰成委員

イ 事務局

本田財務部長、大橋財政課長、佐藤契約検査係長、
富田契約検査係主査

ウ 工事担当課

都市政策課	松浦住宅政策係主任技師
生涯学習課	滝澤スポーツ推進係主任主事
秘書広報課	遠藤副主幹兼 CATV 室業務係長

(4) 委嘱状交付式

財務部長より佐藤委員に委嘱状交付 任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

(5) 次 第

- 1 開 会 財政課長
- 2 あいさつ 伊藤委員長、財務部長
- 3 議事

(1) 報告事項

- ① 入札監視委員会事務取要領の改正について・・・資料 1
- ② 入札参加有資格について・・・・・・・・・・・・・資料 2
- ③ 市発注工事等の入札結果について資料 3－1～資料 3－2
(対象期間：令和 7 年 1 月 1 日～4 月 30 日)
- ④ 入札参加資格制限措置に関する状況について・・・資料 4
(対象期間：令和 7 年 1 月 1 日～4 月 30 日)

(2) 審議事項

① 抽出事案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料5

(対象期間：令和7年1月1日～4月30日)

② 抽出事案の審議について・・・資料6－1～資料6－4

4 その他

5 閉 会 財政課長

2 議事の内容

(1) 報告事項

① 入札監視委員会事務取要領の改正について

【契約検査係主査】

資料1により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

② 入札参加有資格について

【契約検査係主査】

資料2により説明

【高久委員】

資料5・6ページにおいて、黒丸が入札可能範囲を広げた分ということですが、大体は上位ランクが下位ランクの区分に入っている。ただ造園工事と水道施設工事は、下位ランクが上位ランク区分に入っている。そこまで広げる必要性はあるのですか。

【契約検査係長】

本委員会からの提言を受け2桁業者確保のために業者ランクの幅を広げています。Aランク対象の工事をB・C・Dランクも選出して大丈夫なのか、という質問だと思うのですが、ランク分けする際の点数は経審の点数や伊達市工事成績評点表の点数などにより算出されております。工事粗雑の有無によるランク付けではないので、下位ランク事業者でも上位ランク工事を受注できると判断し幅を広げております。

【高久委員】

施工技術も点数に反映されると思いますが、Dランク事業者がAランク工事を施工することはあまり発生しないということでは区分を広げたということではないということでしょうか。

【契約検査係長】

はい、そうです。

【伊藤委員長】

A・B・C・Dで技術力は落ちる、B・C・DランクはAよりは若干劣っているという理解はして良いのでしょうか。

【契約検査係長】

はい。

【伊藤委員長】

競争性を確保するために一定の業者数を確保することは理解できる。ただもう一つの方法として、地域要件を広げ業者数を増やす方法も考えられる。現在の地域要件は伊達市内に本店・支店がある者とし5・6ページの業者数になっている。造園工事については全業者数が5者しかない状態になっている。例えば地域要件を隣接市町まで広げるような考え方はありますか。

【契約検査係長】

今提案いただいたことも含めて要件設定について検討していきたいと思います。

【伊藤委員長】

造園工事の業者数が5者と少なすぎることで、また下位ランクも含めなきゃならないということに若干無理があるように思われる。地域要件を広げる、つまり伊達市とあまり関係がない業者も含めれば競争性や工事品質の確保にもなる。そのようなことも踏まえれば地域要件を広げることは検討するに値すると思いますので、よろしくお願いいたします。

【高久委員】

自治体は入札業者の選考にあたり、入札参加登録の有無を前提として考えている。入札参加登録がされている業者でしか選考できないようになっている。その点がよくわかりません。

【伊藤委員長】

基本的に業者は自治体の一般競争入札や指名競争入札に参加する意思がある場合入札参加登録を行う。例えば造園工事において地域要件を広げとなった場合、広げた中でもう一度登録する業者を募ることになる。そうでないと登録していない業者が参加できるようになる。まずは入札参加登録をしなければならない。

【高久委員】

本店や支店の所在の要件というのも縛りがあるということではないでしょうか。

【伊藤委員長】

なのでその要件を広げて市外業者も参加や登録できるというように変えていかなければならない。地域要件や格付けの考え方を検討していくということです。

③ 市発注工事等の入札結果について

【契約検査係主査】

資料 3－1 から 資料 3－2 により説明
《委員からの質問及び回答内容》

【高久委員】

今回は全部で総数が 4 件だったため、すべて審議案件に上がってきているのですか。

【契約検査係主査】

はい、そうです。

【伊藤委員長】

非常に件数が少ない時もありますよね。多い時もある。工事発注の平準化は考慮しなくても支障がない程度の工事数という理解でいますが、よろしいですか。

【契約検査係長】

伊達市においては上半期内に 9 割程度の工事発注することを目標として取り組んでいます。その結果令和 6 年度は 1 月指名競争入札 1 件、随意契約が 1 月に 1 件、4 月に 2 件でした。平準化については、早期発注した案件のほとんどが年度末までかかる工事だったため建設業者で仕事がなくなることはないと認識しております。

④ 入札参加資格制限措置に関する状況について

【契約検査係主査】

資料 4 により説明
《委員からの質問及び回答内容》
質疑なし

(2) 審議事項

① 抽出事案について

【契約検査係主査】

資料 5 により説明
《委員からの質問及び回答内容》
質疑なし

② 抽出事案の審議について

・ 2024000419 桜岳集会所屋根防水修繕

【契約検査係長】

資料 6 - 1 により説明

【佐藤委員】

設計金額に対応する等級に属する者の中から指名をしているということですが、資料 5 ページの建築工事 1000 万円未満 300 万円以上のところを見ればいいですか。

【契約検査係主査】

資料 5 ページの区分表は令和 7 年度の条件付一般競争入札の公告をする際に使用する表となります。本案件は指名競争入札であるため指名選考を行いました。設計額が 1,000 万円未満のため指名業者数は要綱の定めにより 5 者となります。また建築工事 300 万円以上 1,000 万円未満に該当するランクは要綱の定めにより C ランクとなり、C ランクからの選考となります。選考は、当初の条件付一般競争入札で申請した A ランク業者 1 者、C ランク業者 1 者、B ランク施工箇所の業者 1 者の順で行いました。

【佐藤委員】

落札者の等級は A ランクでしたか。

【契約検査係主査】

落札者の等級は A ランクでした。

【佐藤委員】

伊達市の入札方式は総合評価方式ではなく、どの競争入札でしたか。

【契約検査係長】

条件付一般競争入札です。

【佐藤委員】

A・B・C というランクは業者を選定する際の基準という扱いという認識でいいですか。

【契約検査係長】

はい、そうです。

【伊藤委員長】

本案件はもともと条件付一般競争入札で不成立だったので指名競争入札になったということです。

【國分委員】

指名理由に記載されている要綱は対外的に公表されているものですか。

【契約検査係主査】

ホームページ等で確認できる要綱ですので、対外的に公表されているとの認識です。

【國分委員】

設計額 1,000 万円未満については 5 者指名するという記載があるのですか。

【契約検査係主査】

そうです。

【國分委員】

資料 9 ページより参加可能業者数として A 14 者、B 4 者、C 1 者で計 19 者となり、そのうち 5 者を指名したと思います。指名選考の公平性の観点や業者の入札辞退想定などの考えがある中で、5 者の選考について説明をいただきたい。

【契約検査係長】

指名選考の際、業者の入札辞退について想定はしていません。1,000 万円未満の建築工事は C ランクから選考すると要綱で定められています。選考の順として、条件付一般競争入札で申し込みのあった A ランク 1 者を選考し、要綱に基づき C ランク業者 1 者、施工場所の地域性から B ランク業者 1 者、B ランク業者選考表順で 2 者選考しております。

【國分委員】

ありがとうございます。辞退されたのは C ランクの業者でしたか。

【契約検査係主査】

辞退した業者は、B ランクの施工場所ではない業者でした。

【國分委員】

わかりました。B ランク業者選考表順に 2 者選考したことについて、公平性がある選定になっているのでしょうか。

【契約検査係長】

公平性がある選考になっております。例えば同じような選考案件がある場合、回数が均等になるように業者を選考しております。

【國分委員】

前回の委員会と同じ話になりますが、幅広く受注機会の確保を

図るという観点から指名業者数を拡大していく考えはありますか。

【契約検査係長】

本案件はもともと条件付一般競争入札で公告をしましたが、業者が複数にならなかったため取りやめております。また指名競争の際に辞退した業者が1者おりました。そういう状況の中で指名業者数は現在の要綱が適当だと考えております。今後も7工種の工事入札の場合は、条件付一般競争入札で業者を公募して広く参加してもらう考えでおります。

【國分委員】

ありがとうございます。

【伊藤委員長】

最初から指名競争で指名業者数を広げて入札を行う方がいいのか。本案件は条件付一般競争入札で公告しても参加業者が複数にならなかった工事だから、もし業者数を広げても辞退業者が出てしまう。

県では業者の意見を聞き導入した地域の守り手育成型指名競争入札制度があるが、辞退業者がいる。指名業者のほとんどが辞退することもある。指名したら必ず入札をしてくれるかということ必ずしもそうではないということが現実です。特に多い辞退理由は、技術者不足があると聞いています。

【齋藤委員】

本案件は1回目の入札で落札者が決まっていますが、仮に1回目で決まらなかった場合、例えば1回目で最低制限価格を下回った場合2回目にはもう参加する資格はないのですか。

【契約検査係長】

1回目で最低制限価格を下回った業者には、開札時に最低制限価格を下回ったため失格ですと説明し部屋から退室をしてもらいます。また入札書の記載事項が不明瞭な場合や件名誤りの場合などは無効とし、無効の旨を説明し部屋から退室してもらうことになっています。

【高久委員】

条件付一般競争入札で業者に公告をしているとのことでしたが、業者が公告に気づかず参加申請者が複数にならなかったことも考えられるのではないのでしょうか。また業者を指名する際、指名業者数を増やすこともやはり出来たのではないのでしょうか。

【契約検査係長】

伊達市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱により、工事設計額 3,000 万円以上は 7 者、1,000 万円以上 3,000 万円未満は 6 者、200 万円以上 1,000 万円未満は 5 者と指名業者数が決められています。初めの条件付一般競争入札の公告の際は、ホームページ掲載、各種協会への連絡を行い広く伊達市内の業者に周知をしております。条件付一般競争の公告で広く周知していて複数者とならなかった場合は、先の要綱の指名業者数が妥当だと考えております。

【伊藤委員長】

指名業者数を広げることは結局一般競争入札と同じことになってしまう。ある程度業者数を絞り指名すると、業者は責任感や義務感を感じ入札をするということになるのだと思います。指名競争入札をメインに行っている自治体もあるが、指名競争入札だと辞退業者は少ないようです。また一般競争入札だと業者が参加申請をしてくれないということもあります。

- ・ 2024000414 保原プール 25m プールろ過循環浄化装置修繕

【契約検査係長】

資料 6－2 により説明

【佐藤委員】

本案件は随意契約で行っているが、もし見積金額が予定価格を超えていた場合はどういう流れになりますか。業者との個別交渉になるのか、予定価格を超えた業者とは契約できなくなるのか教えて欲しい。

【契約検査係長】

本市の見積合わせの制度において、1 案件につき最大 3 回の見積合わせを行うことになります。1 回目の見積合わせで予定価格を超えた場合、2 回目は 1 回目の見積合わせ金額未満でお願いしますと伝えます。3 回目まで見積合わせを行い予定価格を超えた場合は不調とします。その後は業者から提出してもらう設計見積内訳書をもとに設計書を検証し、設計の不備確認を行います。不備があった場合は、設計を作り直し再度同じ業者と見積合わせを行います。

【佐藤委員】

業者は見積書記載金額が予定価格を超えていることがわかり、

見積合わせの3回中にはある程度予定価格範囲内に収まる実態になっているという理解でよろしいですか。

【契約検査係長】

随意契約においてはそのようになっています。

【伊藤委員長】

発注者側は、価格交渉が何度かできる機会があるというように考えてよいですか。

【契約検査係長】

入札の場合は、3者が予定価格の範囲内であれば一番低い金額の業者を落札者とします。もし予定価格を超えている場合は、次の投函は3者中一番低い金額未満での入札をお願いします。最初の入札も含め、札入れは3回までとしております。

【佐藤委員】

わかりました。

【高久委員】

伊達市のホームページの財務規則第178条随意契約の金額が改正前の金額になっています。

【契約検査係長】

改正はすでに行っておりますが、ホームページへの反映には2か月ほどかかります。

【高久委員】

財務規則では2人以上からの見積書を徴収と書かれています。この業者しかできないということで1者で見積合わせを行っているとありますが、設計をする際に複数者から見積を徴収し予定価格を設定していれば落札率も下がったのではないのでしょうか。

【スポーツ推進係主任主事】

おっしゃる通り見積書を徴収したのは契約相手となった1者でした。ただ見積徴収はしていませんが、相手からの見積金額の検証のためにポンプメーカーに聞き取りを行い金額の妥当性確認は行っております。

【高久委員】

金額の妥当性確認について書面で今後に残るように検討してほしいと思います。

【伊藤委員長】

適正な予定価格を設定するためには複数者からの見積徴収が

望ましいけれど、業者としては自分の仕事にならないものの見積書を出すことは無駄骨になってしまいます。また1者随意契約が決まっているにも関わらず他者に見積書を依頼することとなかなか現実では苦しいことです。複数者から見積徴収をしないにしても、工事の標準価格を他の方法で調べ検討することは可能だと思います。他者への聞き取りも標準価格を調べ検討する方法なのかもしれないですね。

【高久委員】

随意契約の理由について、責任の所在が不明確になるためとあります。装置の修繕をした後に不具合が出た場合、修繕したことが影響したのか装置管理が悪かったのか、よくある理由づけですよ。

【伊藤委員長】

悩ましい問題だと思います。コンピュータのシステムなんかでは、一度導入するとその業者しかできないという状況か、新システム導入かという状況になっている。最初に安く契約しメンテナンスで儲けるという流れだと、業者のいい値でやらざるを得ないということになりかねないです。国や自治体で困っている部分であると思います。

・2025000004 ケーブルテレビ加入者宅アンテナ設置工事単価契約

【契約検査係長】

資料6－3により説明

【高久委員】

昨年の中第2回委員会報告の中で随意契約のアンテナ工事があり落札率は95.3%でした。本案件の落札率が99%になったと考えられる理由はありますか。

【副主幹兼CATV室業務係長】

令和6年度と本案件を比べると部材の値上がりがあります。その部材の部分は物価高騰として積算に入れております。ただ工賃の部分については令和6年度と変わらない見積もりをいただいていたため落札率99%になったと考えております。

【高久委員】

積算の際に部材の部分は物価高騰を見込んで設定したということですか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

はい、部材の部分は物価高騰として積算しました。

【高久委員】

本案件を積算する際に相手方から徴収した見積書では施工費が令和 6 年度と変わらなかったが、部材の部分が上がったため落札率が高くなったのですか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

はい、こちらで積算した部材価格より相手方は低く積算して落札率が 99%になったと考えております。

【佐藤委員】

設計額は市が独自で積算しているのですか。相手方からの参考見積が設計額になっているのか教えて欲しいです。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

令和 6 年度からのアンテナ設置を始める前に、令和 5 年度の電解調査で一軒一軒のアンテナ詳細調査を行いました。その調査の結果と契約相手からの参考見積書で設計しております。

【佐藤委員】

アンテナ設置にかかる金額を出したという調査結果は誰が出したものでしたか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

設計は市が行っております。

【高久委員】

詳細調査は契約相手方が行ったのですか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

詳細調査は通信業者が行いました。

【高久委員】

通信業者からの結果と契約相手からの参考見積書で設計をしたのですか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

はい、そうです。

【高久委員】

詳細調査と契約相手方からの参考見積書で設計を行い令和 6 年度の落札率は 95%、本案件は物価高騰として部材価格を上げて市と契約相手方は積算し、人件費の施工部分の積算を契約相手方は上げてきたため落札率が 99%になったということですか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

1 工賃あたりの金額は市が決めており、令和 6 年度と本案件で変わっておりません。施工費は上がっていないと思います。

【高久委員】

令和 6 年度と本案件では、部材部分が上がったため落札率 99% になったということですか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

はい、そうです。

・ 2025000008 アンテナ設置宅引込線撤去工事単価契約

【契約検査係長】

資料 6－4 により説明

【高久委員】

引込線の撤去であるなら他の業者もできるのではないのでしょうか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

本工事は資料 33 ページの図にあるタップの部分でケーブルテレビ線を切断して外すという処理が発生します。この処理は放送障害が発生しないように細心の注意が必要となります。契約相手方は平成 25 年度から当市のケーブルテレビの伝送路・引込線撤去・新設を請け負っており精通しているため契約相手方としております。

【伊藤委員長】

要するに資料 6－3 のアンテナ設置工事は地デジアンテナ設置工事で容易なもの、対して本案件は非常にデリケートで専門知識等が必要となる工事という理解でよろしいですか。

【副主幹兼 CATV 室業務係長】

アンテナ設置時にケーブル線を丸めており、そのままにしておくと外れたりする可能性があるため本工事で撤去もしている状況です。

3 閉 会 （午後 3 時）